（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
1-（1）-①	1　入所施設から地域生活への移行の推進	（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉課（整備・指導）	①・グループホーム整備の基本的方向については、障害者計画の数値目標、利用待機者調査等により、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図ります。 ・特に、強度行動障害のある人、精神障害や身体障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。 ・グループホームの新規開設支援、運営の安定化及び人材の確保に資するためにグループホームに対して、運営等に関する費用の補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談を実施します。 ・また、障害のある人の中には共同住居より単身での生活をしたいというニーズがあり、それに応えるため、新たに創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。			1-1　グループホーム等の定員（グループホーム、生活ホーム、ふれあいホームの定員）
1-（1）-②		（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉課（指導）	②・地域資源を活用した整備として、既存の戸建て住宅の空き家等をグループホームとして活用する場合の建築基準法等の規制については、利用者の安全のために必要な防火対策や避難対策の確保も踏まえて対応する必要があります。 ・これについては、国での検討動向を注視しながら、必要な防火安全対策等を確保しつつ、過度に厳格な規制とならないよう、引き続き、国へ要望します。			
1-（1）-③		（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉課（指導・精神）	③・サービスの質の向上を図るため、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などへの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。 ・また、利用者の高齢化や障害の重度化などに対応した生活支援員の増員などの手厚い人員配置を行うグループホームに対して、実態に即した報酬体系となるよう、加算制度の拡充などを国へ要望します。 ・あわせて、グループホーム利用者が地域生活支援事業等により、より充実した生活を送れるよう市町村などに働きかけます。			
1-（1）-④		（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉課（指導）	④・入浴、排せつ又は食事等の介護の提供が必要な利用者の認定手続きが、ケアホームのグループホームへの一元化後も市町村において、適正な運用がなされるよう会議等で周知します。 ・また、一元化により、グループホームにおいて利用者の状況に応じて外部の居宅介護サービスを利用することが可能となったことから、障害程度の重い入居者へ利用が図られるよう、市町村を通じて制度を周知します。			
1-（1）-⑤		（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉課（権利）	⑤・障害のある人の地域生活についての近隣住民の正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力のもと県民への啓発に努めます。 ・また、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「障害者条例」という。）の相談支援等により、個別事案の解決にあたります。			
1-（1）-⑥		（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉課（指導）	⑥・グループホームの体験入居制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援のあり方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。			
1-（1）-⑦		（1）グループホームの整備促進と質的向上	障害福祉課（指導・県立）	⑦・平成29年度末の施設入所者数については、平成25年度末時点の施設入所者数と施設待機者等の地域の実情や、県立施設のあり方の見直しを踏まえて4,530人とし、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設（入所施設）が対応します。 ・なお、今後とも、待機者や高齢化の状況について、千葉県総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めるとともに、地域での生活を継続することが困難となった場合に、障害者支援施設等が利用できるよう、情報の提供や体制づくりについて、関係者の理解を得ながら検討します。			1-2　施設入所者の地域生活への移行者数 1-3　施設入所者数

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
1-（2）-①	1　入所施設から地域生活への移行の推進	（2）日中活動の場の充実	障害福祉課（整備・地域・療育）	①・様々な障害のある人のニーズに応じた日中活動の場の充実のため、限られた社会資源を有効に活用するとともに、個々の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備を促進します。 ・また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。			
1-（2）-②		（2）日中活動の場の充実	障害福祉課（療育・整備）	②・特別支援学校に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子ども、特別支援学級に通う障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。 ・特別支援学校の再編等に伴い、通学先が変わる子どもたちが、放課後等に利用できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。			
1-（2）-③		（2）日中活動の場の充実	障害福祉課（療育・指導・整備・計画）	③・ライフステージに応じた地域生活支援を推進するため、国の検討状況を踏まえながら高齢期の障害のある人に対する支援のあり方についての検討を行います。 ・地域の実情や障害のある人や子どものニーズを十分に把握したうえで、障害児（者）入所施設やグループホームの居住支援機能と相談支援機能や短期入所などの地域支援機能等を持つ地域生活支援拠点整備や、地域における複数の機関が分担して地域生活拠点と同様な機能を担う体制整備をします。			1-4　地域生活支援拠点等の整備
1-（2）-④		（2）日中活動の場の充実	障害福祉課（地域）	④・市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るため、地域の特性に応じた支援ができるよう、国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。 ・また、地域活動支援センターの実態把握を踏まえ、手話通訳の配置などのコミュニケーション支援の要否を問わず障害のある人が等しく適切な支援を受けられるよう、実施主体である市町村と協議しながら、県独自の補助制度の見直しを検討し、地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。			1-5　地域活動支援センター所在市町村
1-（3）-①	1　入所施設から地域生活への移行の推進	（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉課（地域）	①・引き続き、ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。 ・重度訪問介護については、対象者が拡大されたことから、サービス利用状況や障害のある人のニーズを十分把握した上で、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすることなどの必要な見直しを国に要望します。			
1-（3）-②		（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉課（地域・障害・権利）	②・障害のある人が、引き続き、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするとともに、その生活の質的向上を図るため、県として市町村間の意思疎通支援事業や移動支援事業の円滑な相互利用や事業の充実に向けて助言・支援等を行います。 ・そのために移動支援従業者の資質の向上、コミュニケーション手段の確保等、社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。			
1-（3）-③		（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉課（地域・障害）	③・重度の視覚障害のある人などの外出する機会を確保するため、同行援護事業従事者の資質の向上に努めるとともに、盲導犬・介助犬等の育成、中途で視覚障害となった人の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座など、適切な実施に努めます。			
1-（3）-④		（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉課（療育・整備）	④・介護する家族等への支援については、短期入所事業のほか、身近な地域において柔軟な対応ができるよう、市町村の地域生活支援事業の活用等を通じた環境整備を促進します。 ・また、引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備の促進とともに、短期入所の情報提供については、県のホームページ上に作成した資源マップに実施機関の連絡先等の基本情報を掲載します。 ・緊急時に利用する利用者の特性を受入れる施設が把握できる仕組みづくりについて、個人情報保護の観点も踏まえながら、検討します。			

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
1-（3）-⑤		（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉課（権利）	⑤・障害者虐待防止法や障害者差別解消法、成年後見制度などの周知に努めるとともに、家族が学習し意識を高めることができるよう、先進的な事例について情報提供するなど、家族の主体的な活動、自助のために支え合う当事者団体や家族会の活動を支援します。			
1-（3）-⑥		（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑥・日常生活自立支援事業により、知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行い、自立した地域生活が行えるよう支援します。 ・その他、在宅の障害のある人やその家族などに対する福祉サービスの充実や社会生活力を高めるための支援を検討します。			1-6　日常生活自立支援事業利用者数
1-（3）-⑦		（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑦・「生活困窮者自立支援法」に基づく支援として、ひきこもりや障害のある生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた自立支援計画を策定の上、必要な支援に結びつける自立相談支援事業や就職を容易にするため住居を確保するための資金を給付する住居確保給付金などの支援を通じて地域福祉全体での取組を行っていきます。			
1-（4）-①	1　入所施設から地域生活への移行の推進	（4）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉課（県立・整備）	①・県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を検証し、支援のあり方等について、引き続き、検討を進めるとともに、その成果、研修効果の県全域への普及を図ります。 ・あわせて、「強度行動障害県単加算事業」を引き続き実施し、受入れを行う施設等を支援するとともに、既存のグループホームが強度行動障害のある人を受け入れるための改修等の経費に対して、補助対象の拡大を検討します。 ・また、地域住民に障害のある人を身近に感じてもらえるよう、施設等における地域交流をより推進します。			1-7　強度行動障害のある人を支援している施設等の数
1-（4）-②		（4）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉課（療育・指導・地域）	②・重症心身障害の状態にある人（子どもを含む）の支援の充実を図るため、在宅で生活している重症心身障害の状態にある人を受入れることが可能な短期入所事業所をはじめ、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進します。 ・また、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修や地域リーダー的な相談支援専門員の育成を図ります。 ・なお、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業ができるよう市町村に働きかけを行います。			1-8 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数（累計） 1-9　重症心身障害児者対応可能な通所施設設置箇所数
1-（4）-③		（4）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉課（療育・指導・整備）	③・福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人については、支援主体となる市町村、障害児入所施設、児童相談所による地域移行等連絡調整会議を開催し、入所者の特性に応じてグループホーム、障害者支援施設等への移行を図ります。 ・なお、移行に伴うグループホームの整備については、関係法人等への働きかけや対応について検討します。			
1-（5）-①	1　入所施設から地域生活への移行の推進	（5）入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉課（指導・整備・計画）	①・地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点（地域交流・避難拠点等）として、入所施設の機能の積極的な活用を図るとともに、引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等のニーズの受け皿として入所施設（障害者支援施設）は重要な役割を担っています。 ・施設の一層の小規模化、個室化、バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう、努めます。			
1-（5）-②		（5）入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉課（指導・療育・地域・計画）	②・障害のある人の地域生活支援の推進のための地域生活支援拠点等の整備により、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障害のある人に対する支援等に努めます。 ・以下により、地域連携の体制づくりを推進します。（ア）入所施設やグループホームの居住支援機能（イ）短期入所、地域相談支援・地域生活支援事業の活用などによる地域生活支援機能（ウ）生活介護、就労支援等の日中活動（エ）訪問介護などの在宅医療等の一体的な整備及びコーディネーターの配置　等			1-11　地域生活支援拠点等の整備(再掲)

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
1-（5）-③		（5）入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉課（指導・療育）	③・ 障害程度の重い人や、医療的ケアを必要とするなど入所による支援が必要となる人のサービス提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設（入所施設）からの地域移行を推進します。 ・また、医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受入れる短期入所事業所の拡充に努めます。あわせて、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、障害者支援施設（入所施設）の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、障害者支援施設（入所施設）の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進します。			1-10　指定障害者支援施設の必要定員総数
1-（5）-④		（5）入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉課（県立）	④・強度行動障害のある人に対する支援については、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」及び「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題、また、千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者の地域移行に向けた取組状況を踏まえ、「強度行動障害のある方への支援のあり方検討会」において、障害者支援施設（入所施設）で支援が必要な人や支援のあり方についての考え方、障害者支援施設（入所施設）のバックアップ機能の向上について検討します。 ・また、千葉県袖ヶ浦福祉センターと民間施設等との連携を強化するとともに、研修の受講促進や充実により人材育成を進め、民間法人により、県内各地で強度行動障害のある人への支援を実施する体制の構築を図ります。			
1-（6）-①	1　入所施設から地域生活への移行の推進	（6）県立施設のあり方 〇 千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害福祉課（県立）	①・指定管理者制度を含めた施設の運営方法については、平成29年度末までを「集中見直し期間」として（福）千葉県社会福祉事業団を指定管理者とし、県が運営に積極的に関与し、民間団体の協力を得つつ、（福）千葉県社会福祉事業団にも見直しへの取組を促すとともに、パーソナルサポーターの派遣など県や外部による重層的なチェックシステムの構築を図ります。 ・また、集中見直し期間中に民間法人が千葉県袖ヶ浦福祉センターの運営に参入しやすい環境整備を行い、それまでの指定管理者制度の運用を見直します。 ・具体的には、養育園・更生園の一体運営の見直し・分割を図ることにより、小規模ケアとガバナンスが徹底された民間法人の参入を促します。 ・これらの見直しの実効性を確保するため、外部の第三者の評価を受けながら、進捗管理を行います。 ・なお、集中見直し期間終了後の運営形態については、千葉県袖ヶ浦福祉センターの運営状況や民間法人の動向を見て検討する必要があります。			
1-（6）-②		（6）県立施設のあり方 〇 千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害福祉課（県立）	②・きめ細かなケアを進め、個々の利用者に合った暮らしを確保するため、千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設や地域への移行を推進し、定員規模を現行の半分程度に縮小することを目指すとする第三者検証委員会の答申に沿って移行を進めます。 ・具体的には、民間施設団体やその他の団体等関係者の協力を得ながら、計画的に受入側の支援体制を確保します。 ・また、利用者・保護者に対する十分な情報提供や助言、施設見学・体験利用の実施等により、利用者・保護者の理解を得ながら、地域の相談支援事業所等関係機関と連携し、個々の特性やニーズに合った適切な支援が受けられる移行先の選定・調整、また移行後のフォローアップを行います。			1-12　千葉県袖ヶ浦福祉センターの必要入所定員総数
1-（6）-③		（6）県立施設のあり方 〇 千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害福祉課（県立）	③・施設の閉鎖性の解消のため、利用者の障害特性に応じた開放的で明るい住環境・生活空間となるよう、施設整備等により改善を図るとともに、外部の目が入りやすく、個々の利用者に合った適正な支援が可能となる施設のあり方を検討します。			
1-（6）-④		（6）県立施設のあり方 〇 千葉県袖ヶ浦福祉センター	障害福祉課（県立）	④・目指すべき方向性として、養育園は、県立施設の公的責任として、被虐待児童のシェルター機能（セーフティネット機能）や、保護者と利用者、地域をつなげる相談・療育支援などの機能・役割を、また、更生園は、当面、県立施設として、強度行動障害者支援に係るノウハウを支援関係者に対して情報発信するなど、民間のモデルとなる強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たします。			

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
1-（6）-⑤	1　入所施設から地域生活への移行の推進	（6）県立施設のあり方 〇千葉県千葉リハビリテーションセンター	障害福祉課（県立）	①・千葉リハビリテーションセンターは、引き続き、県立施設として、重症心身障害の状態にある人（子どもを含む）、また脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担います。 ・また、県内の民間リハビリテーション施設に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなど、中核的センターとしての役割も担います。これらのニーズに十分に対応できるよう、機能の強化について検討します。			
1-（6）-⑥		（6）県立施設のあり方 〇千葉県千葉リハビリテーションセンター	障害福祉課（県立）	②・施設の整備については、施設の老朽化への対応と併せ、県民からの高いニーズに十分に対応できるよう、県立施設としての役割を維持・強化する視点から、施設整備のあり方を検討します。			
1-（6）-⑦		（6）県立施設のあり方 〇千葉県千葉リハビリテーションセンター	障害福祉課（県立）	③・平成28年度以降の指定管理者制度の運用について、透明性・公平性の確保の観点のほか、民間施設では対応困難なサービスを、安定的かつ効果的に実施できるかといった観点から、総合的に検討します。			